

行スルニ至レリ

六 要求事項

職工側ハ社長ノ懇談條項ヲ撤回サレタキ旨主張シ居  
レリ(要求書ハ提出セズ)

七 経過並交渉状況

職工側ハ社長ノ懇談条項ニ對シ協議ヲ爲シタル結果  
飽ク迄反對スルコトニ決議シ其ノ願未ヲ總令盟本部  
ニ報告スルト共ニ急業ニ移リタルニアリ社長ハ重役  
會議ヲ開キ職工側ガ飽ク迄反對ヲ爲スニ於テハ工場  
ヲ閉鎖シテ会社ヲ解散シ株主ニ損害ヲ及ボサバラン  
事ヲ決意シ居ル爲メ日下解決ノ見込ナシ  
右及申(通)報候也



勞社第一三八一號

昭和四年七月廿九日

総監視監 丸山 鶴 吉

4.7.31  
53

内務大臣 安達謙藏 殿

社會局長 官 殿

北海道京都各廳府長官 殿

東京機械製作所、勞働争議ニ関スル件 (第三報解珠)

要旨(1) 本月廿五日社長ハ職工代表ヨリ招キ前日ノ懇談条項ヲ撤回スルニヨリ直ニ  
就業スベキ様申渡シタリ又職工側ハ之ニ復セズ六項目ニ亙ル歎願書ヲ

提出シテ罷業ヲ決行セリ

(2) 社長ハ廿七日休業ヲ宣シ持久戦ニ入ラントシタルモ同日妥協成立シテ解決  
ス